

資料 1	障害年金の額改定請求に関する検討会(第4回)
	平成25年11月15日

## 額改定請求の待機期間を要しないこととする対象について

## 1. 額改定請求の待機期間を要しないこととする対象

### (1) 前回の議論で規定が可能であるとされた項目

- ① 両眼の視力の和が 0.04 以下となった場合
- ② 両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下となった場合
- ③ 両眼の視野がそれぞれ 5 度以内となった場合
- ④ 両眼の視野がそれぞれ中心 10 度以内におさまるもので、かつ、10 度以内の 8 方向の残存視野の角度の合計が 56 度以下となった場合
- ⑤ 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上になった場合
- ⑥ 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上になった場合
- ⑦ 四肢又は指の切断（再接着手術が行われていない場合に限る）
- ⑧ 四肢又は指の麻痺（完全麻痺に限る）（脳血管障害又は脊髄の器質障害については 6 か月以上継続した場合に限る）
- ⑨ 心臓移植又は人工心臓（補助人工心臓を含む）の使用
- ⑩ 人工透析療法の施行（3 か月以上継続した場合に限る）
- ⑪ 人工肛門を造設し、かつ、新膀胱を造設した場合（人工肛門については 6 か月以上継続した場合に限る）
- ⑫ 人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施した場合（6 か月以上継続した場合に限る）
- ⑬ 人工肛門を造設し、かつ、完全排尿障害状態（カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする状態）にある場合（6 か月以上継続した場合に限る）
- ⑭ 脳死状態又は遷延性植物状態になった場合（遷延性植物状態については 3 か月以上継続した場合に限る）
- ⑮ 人工呼吸器の装着（1 か月以上常時継続した場合に限る）

(2) 前回の議論で規定が困難であるとされた項目

- ⑯ 白血病等個別の病名によるもの
- ⑰ 胃ろうの造設をした場合
- ⑱ 手術後に状態が悪化したもの
- ⑲ 悪性新生物による終末期の状態にある場合
- ⑳ 悪性新生物について積極的治療は行わず緩和ケアを行っている場合

(3) 引き続き検討が必要な項目

- ㉑ (重症心不全により) CRT、CRT-Dを装着した場合
- ㉒ 一般状態区分才に該当すると判断される場合(ウ及びエも同様)
- ㉓ 喉頭全摘出手術を施した場合

## 2. 引き続き検討が必要な項目について

### ②(重症心不全により) C R T、C R T-Dを装着した場合

#### 【検討事項】

C R T、C R T-Dの装着は必ずしも重症心不全の患者に限らないことについてどう考えるか。

#### 【構成員からの意見】

- 現時点の障害認定ではC R Tを装着しただけで2級と認定しているのではなく、心機能、イジェクション・フラクションの値を見ながら2級の認定を行っている。
- 今後、医療の進歩において重症心不全でなくてもC R TやC R T-Dを装着する例が出てくるだろう。医療機器や医学進歩により、いろいろな場合で適用されるのではとの懸念があったので、「重症心不全を呈し」と修正してはどうか。

#### 【対応案】

	案1：重症心不全に限定する	案2：検査数値により限定する	案3：限定を付さない
メリット	重症心不全でない方の請求を除外することができる。	案1よりも判断基準が明確になる。	C R T及びC R T-Dを装着していれば請求可能なため、判断基準として明確である。
デメリット	請求者や窓口において、請求者が重症心不全かどうか判断することは難しいのではないか。	重症心不全の方を特定する適切な検査数値を規定することができるか。また、請求者や窓口において、診断書の検査数値まで確認して請求可能か判断することは難しいのではないか。	上位等級に該当しないケースが含まれるため、その点についての周知が必要ではないか。

㉒一般状態区分才に該当すると判断される場合（ウ及びエも同様）

【検討事項】

一般状態区分表の才に該当するもの等を、待機期間を要しない事例として規定することについてどう考えるか。

【構成員からの意見】

- 臓器の障害の程度と一般状態区分との整合性がとれていない場合があり、軽いにもかかわらず一般状態区分は才、また、重いにもかかわらず一般状態区分はイというように、診断書作成医によって一般状態区分の判断が異なることがあるので難しいのではないか。
- 判断の時点によって一般状態区分のどこに当てはまるかが変わってしまうのではないか。
- 対象を厳格に規定すると、どうしてもそこから漏れてしまうものがある。そのようなものを拾う意味で、補足のようなものとして一般状態区分が必要ではないか。

【参考：一般状態区分表】

区 分	一 般 状 態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例えば、軽い家事、事務など
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあります、軽労働はできないが、日中の 50%以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の 50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

㉓喉頭全摘出手術を施した場合

【検討事項】

喉頭全摘出手術を行ったことによる、額改定請求の事例がありえるか。

【参考】

- 嘸下機能の障害により障害厚生年金が新規裁定された事例について確認した。(平成25年4月から10月まで)

<嚥下機能の障害により認定された件数(5件)>

- ・ 3級の障害厚生年金(2件)  
(原因となる傷病名: 中咽頭癌、上咽頭癌)
- ・ 2級の障害厚生年金(3件)  
(原因となる傷病名: 下咽頭癌(2件)、右舌下腺癌再発)

⇒ 上記のような事例については、喉頭全摘出手術を行えば、上位等級に認定されることも考えられる。

### 3. 旧法に関する取扱い

- 昭和61年4月施行の「国民年金法の一部を改正する法律」(昭和60年法律第34号)により、現在の基礎年金制度（新法）が設けられ、併せて障害等級を定める政令別表や障害認定基準も新たに策定された。  
ただし、障害認定日が昭和61年4月1日前の障害年金については、昭和61年改正前の国民年金法及び厚生年金保険法（旧法）の政令別表及び障害認定基準を適用することとなっている。（障害認定日が昭和61年4月1日以降のものは新法を適用）
- 平成24年8月に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」による額改定請求の待機期間の見直しでは、旧法の障害年金についても新法の障害年金に準じて取り扱うこととなっている。
- これまで新法の政令別表や障害認定基準に関する検討を行ってきたところであるが、旧法の障害年金についても、新法と旧法の政令別表や障害認定基準の違いを踏まえつつ、7つの条件に照らして、新法に関する規定に準じて対象を定めることが適当ではないか。

(例)

[新法]

両眼の視力の和が0.04以下となった場合

[旧法（厚生年金）]

両眼の視力が0.02以下となった場合

※厚生年金保険法（旧法）別表では、両眼それぞれの視力で等級を認定することとしている。

[新法]

人工透析療法の施行（3か月以上継続した場合に限る）

[旧法]

規定なし

※旧法では、障害認定基準において人工透析療法の施行は障害厚生年金の3級と規定されている。

# 新法と旧法の施行令別表（法別表）の対照表

障害の 程 度	障 害 の 状 態		
	国民年金法施行令別表（新法）	国民年金法別表（旧法）	厚生年金保険法別表（旧法）
級	両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの	同左	両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの
	両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの	両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの	
	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	同左	両上肢の用を全く廃したもの
	両上肢のすべての指を欠くもの	同左	両上肢を腕関節以上で失ったもの
	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	同左	
	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	同左	両下肢の用を全く廃したもの
	両下肢を足関節以上で欠くもの	同左	両下肢を足関節以上で失ったもの
	体幹の機能に座つてはいることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	同左	
	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	同左	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、且つ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの
	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	同左	精神に、労働することを不能ならしめ、且つ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの
	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	同左	
			傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、且つ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

障害の 程 度	障 害 の 状 態	
	国民年金法施行令別表（新法）	厚生年金保険法別表（旧法）
二 級	両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの	両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、且つ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの
	両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの	両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの
	平衡機能に著しい障害を有するもの	
	そしやくの機能を欠くもの	
	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの	咀嚼又は言語の機能を廃したもの
	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの	
	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のすべての指の用を廃したもの
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢の用を全く廃したもの
	一上肢のすべての指を欠くもの	一上肢を腕関節以上で失つたもの
	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	
	両下肢のすべての指を欠くもの	両下肢のすべての足ゆびを失つたもの 両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの
	一下肢の機能に著しい障害を有するもの	一下肢の用を全く廃したもの
	一下肢を足関節以上で欠くもの	一下肢を足関節以上で失つたもの
	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	脊柱の機能に高度の障害を残すもの

前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの
身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

※ 障害厚生年金（新法）の1級及び2級の障害の状態は、それぞれ国民年金法（新法）施行令別表に定める1級及び2級の障害の状態とされている。

## (参考) 対象として規定するための条件（第3回検討会資料より）

- (1) 原因となる傷病名は特定せずに増進した障害の状態で規定すること
- (2) 急激に障害の程度が増進したこと、また、個人ごとの状態を評価しなくても増進したことが明らかであること
- (3) 障害の固定が認められること（永続的に固定する症状のみでなく、一定程度症状の固定が認められ、その後改善する可能性もあるものの基本的には症状の改善が期待されないものも含む）  
※障害が固定したかどうか不明確なものについては、一定程度の経過期間を定めることが必要
- (4) 精神の障害でないこと
- (5) 厚生労働省、日本年金機構、請求者など、判断する者によって結果が異なることのないよう、明確な要件であること
- (6) 一定期間、安定的に適用できるような判断基準であること
- (7) 法令上、紛れなく規定することができること